

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和7年度	次回見直し予定	令和11年度
条 例 名	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例				
条 例 番 号	平成7年神奈川県条例第5号	法 規 集	第6編第1章第1節		
所 管 室 課	福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課・県土整備局建築住宅部建築指導課				
条 例 の 概 要	障害者等が安心して生活し、自由に移動し、及び社会に参加することができるバリアフリーの街づくりに関し、県、事業者及び県民の責務、県の基本方針並びに施設等を障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備を進めるための整備基準の遵守等の必要事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。	本条例は、バリアフリーの街づくりを進めるため、県等の責務や基本方針を定め、施設整備における整備基準の遵守を課すに当たっての基本的な必要事項を定めたものである。 超高齢社会が進展する中、移動困難者の増加に対応した街づくりや障害者等の社会参加をさらに進める必要性、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」など関係法令の整備状況及び「ともに生きる社会かながわ憲章」をはじめとした県施策の方向性など社会状況の変化を踏まえ、適切な施設整備等を進めることにより高齢者、障害者等の円滑な移動や社会参加を実現しようとする本条例は、地域共生社会の実現に向けて、引き続き必要である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。	本条例は、バリアフリーの街づくりを進める上で、公共的施設等の新築等を行う際の整備基準の遵守を規定するなど、高齢者や障害者等の社会参加を図る上で重要な役割を果たしている。また、令和4年に、地域共生社会の実現に向けた方向性を明確に示すため、障害者等が施設を安全かつ快適に利用できるよう、施設利用に必要な支援を明確化するなど、社会状況の変化を踏まえて改正を行っており、条例は有効に機能している。			施設整備に関する事前協議件数 R6:466件 R5:470件 R4:479件
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。	県民の利便性向上や、事業者や市町村の効率的な事務運営の観点から、条例に基づく事務を特定行政庁に移譲するなど、県・市相互の連携・協力により効率的に運用している。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。	本条例に基づく施策は、「新かながわグランドデザイン」の基本構想に掲げる政策の基本方向「健康・福祉」における「支え合う地域社会づくり」に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。	県民及び事業者の責務や事業者の義務を課すなどの規定を有するが、条例の目的に照らして合理的なものであり、憲法や法令に抵触しないものである。			
	その他				
見 直 し 結 果	1	改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。		理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はないため。	
	2	改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。			
	3	改正を検討する。運用の改善等の必要はない。			
	4	改正及び運用の改善等を検討する。			
	5	廃止を検討する。			